

厚木市告示第312号

市道路線の供用の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり市道路線の供用を廃止する。

その関係図面は、厚木市都市インフラ整備部道路総務課において令和8年8月20日から同年9月3日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

厚木市長 山口 貴 裕

整理番号、路線名及び種類	供用廃止の区間	供用廃止年月日
D－768 三田蟹渕下川原1号線 一般市道	三田字下川原2325番3地先から 三田字下川原2379番 地先まで	令和8年8月20日